

砥部町補助金等交付基準

平成 18 年 3 月 29 日制定

(目的)

第 1 条 この基準は、本町が支出する補助金等について、透明性を高めるとともに、効果的かつ効率的に運用するために策定する。

(定義)

第 2 条 この基準において「補助金等」とは、団体若しくは個人の行う事務事業の内、町が公益上必要があると認めたもので、その事務事業の実施において行政目的を効果的かつ効率的に達成するため、相当の反対給付を受けることなく交付する給付金で、次に挙げるものをいう。

- (1) 補助金 公益性のある活動の中でも、補助事業者等の自主性、任意性が高い活動を補い助けるための金銭給付で、最も奨励、助成的な趣旨に近い給付金
- (2) 交付金 町からの一定要件の資金供与により、補助事業者等が労力等の負担提供を伴いながら活動を展開するもので、政策誘導的な給付金
- (3) 負担金 町の施策事業とほぼ同様あるいは、本来町が実施するような事業を補助事業者等が行うものに対する給付金

(補助金等交付の基本方針)

第 3 条 補助金等の交付は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき、公益上必要のある場合に限られるものであり、その判断にあたっては、客観的に見て妥当なものであることを念頭に厳正に行うものとする。なお、次の各号に掲げるものについては補助金等を交付すべきでないものとする。

- (1) 本来、国や県又は民間等が負担すべきものであり、町の財政負担が適当でないもの
- (2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不明確と思われるもの
- (3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの
- (4) 補助事業者等の自己資金で十分運営が可能なもの
- (5) 融資等への転換により、費用対効果の最適化が図られるもの
- (6) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない補助事業者等に対するもの

(補助対象外経費)

第 4 条 交付の対象とならない経費は、補助金にあつては次の各号の全部、交付金にあつては第 2 号から第 6 号に掲げるとおりとする。なお、負担金についてはこの限りでない。

- (1) 人件費（正職員と異なり雇用期間が 1 年を超えない労働契約を結んだ嘱託職員、臨時職員などの労働者に関わるものを除く。）
- (2) 交際費
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費（会議等における茶菓子及び来賓等への弁当のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。）

- (5) 懇親会費
- (6) その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくないもの
(町が支出する額)

第5条 町が支出する額は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 町が支出する額は補助基本額の2分の1以内とする。
- (2) 交付金 町が支出する額は定額又は一定の算式により算出するものとする。
- (3) 負担金 町が支出する額は毎年度予算査定のなかで決定するものとする。なお、負担金であっても、本来補助金や交付金に分類されるものを含むものについては、補助金的な事業にあつては補助基本額の2分の1以内、交付金的な事業にあつては定額又は一定の算式により町が支出する額を明確にするものとする。

(補助金及び交付金の取扱い)

第6条 本町の補助金及び交付金は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 交付に際し、根拠法令等に定めのないものについては、要綱等を整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準等を明確にするものとする。
- (2) 前号の要綱等は、特に事情のない限り単年度とする。
- (3) 事業を客観的に評価させるため、毎年度事業評価を義務付けるものとする。

(負担金事業の取扱い)

第7条 負担金事業は、本来補助金や交付金に分類されるものを含むものについてのみ要綱等を整備し、交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準及び終期等を明確にするものとする。

(補助金等の分類)

第8条 補助金等の分類については、別表のとおりとする。ただし、原則として毎年見直しを図るものとする。

(適用除外)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この基準を適用しないものとする。

- (1) 元金及び利子の補給事業に係るもの
- (2) 債務負担行為設定済みのもの
- (3) 法律や県条例又は国、県の交付要綱等により別に定められているもの
- (4) 町が町以外の団体等と事業実施のために設立する実行委員会形式のもの(毎年度継続して実施している事業に係るものを除く。)
- (5) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金等の公表)

第10条 補助金等については、会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を町の広報紙若しくはホームページにおいて公表するものとする。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意するものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

補助金

総務関係

- | | |
|----------------|------------------|
| ◇ 有線放送施設整備事業 | ◇ 砥部交番レディース連絡協議会 |
| ◇ コミュニティ施設整備事業 | |

保健福祉・環境衛生関係

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ◇ 県更生保護会施設改築費 | ◇ 精神障害者居宅介護等事業 |
| ◇ 精神障害者小規模通所授産施設運営事業 | ◇ 精神障害者グループホーム運営事業 |
| ◇ 町手をつなぐ育成会 | ◇ 町身体障害者福祉協議会 |
| ◇ とべひびき会 | ◇ 町精神障害者地域家族会 |
| ◇ 老人クラブ育成事業 | ◇ 砥部寿会借入償還費助成 |
| ◇ 社会福祉法人等利用者負担軽減措置 | ◇ 介護予防住宅改修事業 |
| ◇ 地域活動育成事業 | ◇ 保健栄養推進活動費 |
| ◇ ごみ減量化・資源化対策事業 | ◇ 浄化槽設置整備事業 |
| ◇ し尿処理事業 | |

商工・観光関係

- | | |
|----------------|----------------|
| ◇ 砥部地区勤労者協議会 | ◇ 砥部焼協同組合 |
| ◇ 中小企業制度資金利子補給 | ◇ 町観光協会 |
| ◇ 砥部焼販売協同組合 | ◇ 広田地区ほたるまつり |
| ◇ 七折梅まつり | ◇ アートの里づくり推進事業 |

農林業・建設関係

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ◇ 農業用廃プラスチック適正処理事業 | ◇ 農業近代化資金利子補給費 |
| ◇ ベンチャー農業者支援事業 | ◇ 農業経営基盤強化資金利子補給費 |
| ◇ 国営造成施設管理体制整備促進事業 | ◇ 町単独土地改良事業 |
| ◇ マルチ栽培推進事業 | ◇ 奨励果樹育成対策 |
| ◇ 林内作業車道整備事業 | ◇ わくわく農業支援事業 |
| ◇ 森林整備担い手確保育成対策事業 | ◇ 少年自然愛護活動事業 |
| ◇ 造林事業 | ◇ しいたけ生産活性化対策事業 |
| ◇ 重信川流域水源の森林づくり実施事業 | ◇ 道路維持管理費 |
| ◇ 木造住宅耐震診断補助事業 | |

教育関係

- | | |
|------------|----------------|
| ◇ 幼児教育振興事業 | ◇ 私立幼稚園就園奨励事業 |
| ◇ 伝統芸能育成事業 | ◇ 社会教育関係団体育成事業 |

交付金

総務関係

- ◇ 自治活動推進費

保健福祉・環境衛生関係

- ◇ 伊予地区保護司会
- ◇ 更生保護女性会砥部支部
- ◇ 町民生児童委員協議会
- ◇ 町社会福祉協議会
- ◇ 県更生保護会
- ◇ 伊予地区更生保護女性会
- ◇ 遺族会
- ◇ 町シルバー人材センター

商工・観光関係

- ◇ 町商工会

農林業・建設関係

- ◇ 認定農業者協議会
- ◇ 青年農業者協議会
- ◇ 中山間地域等直接支払事業
- ◇ 間伐材出荷促進事業
- ◇ グリーンキーパー人材育成事業費
- ◇ 林業研究実践会
- ◇ 競争力強化生産総合対策事業
- ◇ 生活研究グループ
- ◇ 有害鳥獣捕獲対策事業
- ◇ 町森林組合
- ◇ 森林整備地域活動支援費

教育関係

- ◇ 少年自然の家利用費助成事業
- ◇ 地域の特性を生かす教育推進事業
- ◇ 町人権教育協議会
- ◇ 中学生各選手派遣費助成事業
- ◇ 県企業連合会砥部支部
- ◇ 県人権対策協議会砥部支部

負担金

総務関係

- ◇ 県町村議長会
- ◇ 全国森林環境・水源税創設促進議員連盟
- ◇ 四国土砂防災ネットワーク議員連盟
- ◇ 県町村監査委員協議会
- ◇ 職員研修費
- ◇ 町職員福利厚生費
- ◇ 自治研修協議会
- ◇ 公平委員会
- ◇ 日本広報協会
- ◇ 公有林野対策協議会
- ◇ 安全運転管理者協議会
- ◇ 正副安全運転管理者講習会
- ◇ テレビ組合
- ◇ 県電子自治体推進協議会
- ◇ 地方自治情報センター
- ◇ 四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会
- ◇ 松山地区広域市町村圏協議会
- ◇ えひめ地域政策研究センター
- ◇ 中予広域水資源対策協議会
- ◇ イベントネットワーク愛媛
- ◇ 県フリーゲージトレイン導入促進期成同
- ◇ 県過疎地域自立促進協議会

盟会

- ◇ 県プロスポーツ地域振興協議会
- ◇ 松山南地区交通安全活動推進協議会
- ◇ 県高速道路交通安全協議会
- ◇ 県町村会
- ◇ 防災行政無線電波利用料
- ◇ 固定資産評価システム研究費
- ◇ 愛媛地方税滞納整理機構
- ◇ 松山管内戸籍事務協議会
- ◇ 県統計協会
- ◇ 県消防団退職報奨金組合
- ◇ 松山南交通安全協会
- ◇ 松山南地区防犯協会
- ◇ 伊予地区行政相談業務協議会
- ◇ 県防災行政無線維持管理費
- ◇ 松山地区税務協議会
- ◇ 松山地区租税教育推進協議会
- ◇ 県連合戸籍事務協議会
- ◇ 外国人登録事務協議会
- ◇ 消防団活動諸経費
- ◇ 県消防協会

保健福祉・環境衛生関係

- ◇ 心身障害者扶養共済掛金
- ◇ 松山広域福祉施設事務組合
- ◇ 在宅介護支援センター管理者研修会
- ◇ 中予地区在宅介護支援センター研修会
- ◇ 県少年補導センター連絡協議会
- ◇ 中予地区育成補導協議会
- ◇ スポーツ振興協会保険掛金
- ◇ 県児童館連合会
- ◇ 小田藤華苑使用料助成
- ◇ 肱川流域清流保全推進協議会
- ◇ 内山衛生事務組合
- ◇ 松山衛生事務組合
- ◇ 大洲喜多衛生事務組合
- ◇ 県民生児童委員協議会
- ◇ 郡養護老人ホーム組合
- ◇ 県在宅介護支援センター協議会
- ◇ 中予地区在宅介護支援センター協議会
- ◇ 県シルバー人材センター
- ◇ 県少年補導委員連絡協議会
- ◇ 郡保育協議会
- ◇ 全国児童館連合会
- ◇ 伊予消防事務組合
- ◇ 生活排水対策重点地域連絡会議
- ◇ 保健センター連合会
- ◇ 汚染負荷賦課金

商工・観光関係

- ◇ 県職業能力開発協会
- ◇ 発明協会県支部
- ◇ 松山空港県参品展示費
- ◇ 県国際観光テーマ地区推進協議会
- ◇ 砥部焼まつり運営費
- ◇ 四国観光立県推進愛媛協議会
- ◇ 全国伝統産業会館運営連絡協議会
- ◇ 伝統的工芸品産業振興協会
- ◇ 県物産協会
- ◇ 県産品愛用運動推進協議会
- ◇ 県観光協会
- ◇ 松山市観光協会
- ◇ 四国地区道の駅連絡会

負担金

農林業・建設関係

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| ◇ 県農業会議 | ◇ 農業者年金連絡協議会 |
| ◇ 伊予地区農業者普及事業推進協議会 | ◇ 農林水産統計協会松山支部 |
| ◇ 伊予地区農業技術者連絡協議会 | ◇ 伊予広域営農団地推進協議会 |
| ◇ 農業農村振興対策協議会 | ◇ 農山村振興協会 |
| ◇ 農業用廃プラスチック適正処理推進協議会 | ◇ えひめ愛フード推進機構 |
| ◇ 全国山村振興連盟 | ◇ 全国山村振興連盟愛媛県支部 |
| ◇ 伊予地区各協議会研修費 | ◇ 中央家畜衛生推進協議会 |
| ◇ 県畜産協会 | ◇ 道後平野土地改良区 |
| ◇ 県営砥部地区かんがい排水事業償還費 | ◇ ダム所在市町村全国協議会愛媛県支部 |
| ◇ 農道台帳管理 | ◇ 県土地改良事業団体連合会 |
| ◇ 伊予市・郡土地改良事業協議会 | ◇ 県市町村林野振興対策協議会 |
| ◇ 松山地区林材業振興会議 | ◇ 県森林土木協会 |
| ◇ 県緑資源特定森林圏整備推進協議会 | ◇ 今治・松山流域森林・林業活性化センター |
| ◇ えひめ農林漁業担い手育成公社 | ◇ 全国森林環境水源税創設促進連盟 |
| ◇ 愛媛の森林基金森林受託管理事業費 | ◇ 重信川流域水源林整備推進連絡協議会 |
| ◇ 県林業・木材産業構造改革推進団体協議会 | ◇ 緑の少年団会費 |
| ◇ 肱川漁業協同組合 | ◇ 重信川漁業協同組合 |
| ◇ 県土木協会 | ◇ 市町村道路整備促進期成同盟会 |
| ◇ 国道 33 号線改良促進期成同盟会 | ◇ 国道 379 号・380 号線改良促進期成同盟会 |
| ◇ 重信川・石手川治水期成同盟会 | ◇ 用地対策連絡協議会県支部 |
| ◇ 日本道路協会 | ◇ 県道大平砥部線整備促進協議会 |
| ◇ 四国国道協会 | ◇ 松山都市圏道路整備促進期成同盟会 |
| ◇ 四国河川協議会 | ◇ 県営事業（道路・河川） |
| 教育関係 | |
| ◇ 県内町教育長会 | ◇ 伊予地区教育委員会連絡協議会 |
| ◇ 伊予地区結核対策委員会 | ◇ とべ動物園写生大会 |
| ◇ へき地教育振興会 | ◇ 自治体国際化協会 |
| ◇ スポーツ振興センター保険掛金 | ◇ テレビ組合 |
| ◇ 伊予地区小学校体育会 | ◇ 学校保健会 |
| ◇ 伊予地区中学校体育会 | ◇ 各教科講習会 |

- | | |
|----------------|-------------------|
| ◇ 県学校給食センター協議会 | ◇ 県公立幼稚園教育研究協議会 |
| ◇ 県幼稚園連合会 | ◇ 全国公立幼稚園長会 |
| ◇ 社会教育委員連絡協議会 | ◇ 伊予郡市 PTA 連合会 |
| ◇ 県視聴覚教育協会 | ◇ 県愛護班連絡協議会 |
| ◇ 管内社会教育担当者協議会 | ◇ 全国史跡整備市町村協議会県支部 |
| ◇ 県人権教育協議会 | ◇ 県人権協会 |
| ◇ 県企業連合会 | ◇ 県人権擁護委員連合会 |
| ◇ 県スポーツ振興会 | ◇ 県体育指導委員協議会 |
| ◇ 伊予地区公民館連絡協議会 | ◇ 公立文化施設協会 |
| ◇ 本物の舞台芸術体験事業 | ◇ 日本図書館協会 |
| ◇ 県図書館協会 | |

* 補助金等の名称につきましては、予算書に基づき記載しております。